

# さくら市森林整備計画



手入れされたスギ人工林

計画期間 自 令和 3 (2021) 年 4月1日  
至 令和13 (2031) 年3月31日

令和3年(2021)年3月19日樹立  
令和4年(2022)年3月22日変更  
※本計画書は令和4年(2022)年4月1日から有効とする。

栃木県

さくら市

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項.....	3
1 森林整備の現状と課題.....	3
2 森林整備の基本方針.....	4
3 森林施業の合理化に関する基本方針.....	5
II 森林整備に関する事項.....	6
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）.....	6
1 樹種別の立木の標準伐期齢.....	6
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法.....	6
3 その他必要な事項.....	8
第2 造林に関する事項.....	8
1 人工造林に関する事項.....	8
2 天然更新に関する事項.....	10
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項.....	12
4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準.....	12
5 その他必要な事項.....	12
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準.....	13
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法.....	13
2 保育の種類別の標準的な方法.....	14
3 その他必要な事項.....	14
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項.....	15
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法.....	15
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法.....	17
3 その他必要な事項.....	17
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項.....	18
1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針.....	18
2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策.....	18
3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項.....	18
4 森林経営管理制度の活用に関する事項.....	18
5 その他必要な事項.....	19
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項.....	19
1 森林施業の共同化の促進方針.....	19
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策.....	19
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項.....	20
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項.....	20
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項.....	20
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項.....	21
3 作業路網の整備に関する事項.....	21
4 その他必要な事項.....	22
第8 その他必要な事項.....	22
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項.....	22
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項.....	22
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項.....	23
III 森林の保護に関する事項.....	23
第1 鳥獣害の防止に関する事項.....	23
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法.....	23
第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項.....	23
1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法.....	23
2 鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）.....	24
3 林野火災の予防の方法.....	24
4 森林病虫害の駆除等のため火入れを実施する場合の留意事項.....	24
5 その他必要な事項.....	24
IV 森林の保健機能の増進に関する事項.....	24
1 保健機能森林の区域.....	24
V その他森林の整備のために必要な事項.....	24
1 森林経営計画の作成に関する事項.....	24

2	生活環境の整備に関する事項.....	25
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項.....	25
4	森林の総合利用の推進に関する事項.....	25
5	住民参加による森林の整備に関する事項.....	25
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項.....	26
7	その他必要な事項.....	26

## I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本市は、栃木県の中央北東部に位置し（宇都宮市の北東）、首都圏から約 120 km 圏内に位置している。平成 17 年 3 月 28 日に旧氏家町・旧喜連川町の合併に伴い「さくら市」として誕生した。氏家地区は、古くから交通の要所であり、奥州街道の宿場・氏家宿が開かれ、宿場町として、また、喜連川地区は、12 世紀初頭から明治 2 年の版籍奉還まで、塩谷氏や足利氏の血を引く喜連川氏の城下町として栄えてきた。

本市は、緑豊かな丘陵と肥沃な農地が広がり、その間を鬼怒川、五行川、荒川、内川、江川等の清流が貫流しており、丘陵の緑、清流等の豊かな自然、城下町や宿場町としての歴史、温泉の豊富な観光資源を有し、首都圏からの身近な観光地として位置している。

本市の総面積は 12,563 ha であり、その内、丘陵地で占める民有林面積は 2,384 ha また林野庁所管外国有林が 26 ha あり、森林面積は全体の約 2 割を占めている。森林面積のうち、スギ、ヒノキ等の人工林の面積は 1,328 ha、アカマツやコナラ等の天然林の面積は 995 ha である。林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林地域と地域住民の生活に密着した里山・平地林地域の複合された森林地帯となっており、森林に対する住民の意識・価値観の多様化に伴い、双方が密接に関連した森林整備・保全が求められている。

#### 【土地面積及び森林面積】

総土地面積	森林面積 (h a)					森林率
	総計	民有林		国有林		
12,563	2,410	2,384	99%	26	1%	19%

林種	民有林		国有林	
	面積 (h a)	蓄積 (千 m <sup>3</sup> )	面積 (h a)	蓄積 (千 m <sup>3</sup> )
総数	2,384	511	26	—
人工林	1,328 (56%)	356	0	—
天然林	996 (42%)	155	0	—
その他	60 (2%)	—	26	—

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

本市の森林資源構成等を踏まえ、次に示す森林の有する機能を十分に発揮させ、豊かな自然環境とくらしを守る森林づくりを目指す。

また、豊かな人工林資源を活用し、継続的・安定的に木材生産ができる森林づくりを目指す。

#### 【森林の有する機能と望ましい森林資源の姿】

機能	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	・下層植生や樹根が発達し、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い土壌を有する森林
山地災害防止機能 /土壌保全機能	・下層植生が広く表土を覆うとともに、樹根が発達し、土壌を保持する能力に優れた森林 ・必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	・樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力に優れ、汚染物質の吸着能力が高いなど、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	・自然に接する場として適切に管理されている森林や優れた自然景観を有する森林
文化機能	・必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	・原生的な自然環境を構成し、貴重な動植物の生息、生育に適した森林
木材等生産機能	・木材として利用する上で良好な形質の林木からなり、二酸化炭素の固定能力が高い森林 ・林道等の生産基盤が適切に整備されている森林























































